

平成24年8月29日  
総務省群馬行政評価事務所

### 調査の実施

<テーマ>

国立公園の利用・管理に関する行政評価・監視  
- 尾瀬国立公園を中心として -

群馬行政評価事務所では、随時、当事務所が企画・立案した調査を実施しています。

今回、平成24年8月から実施する上記のテーマの計画について公表します。

#### 連絡先

群馬行政評価事務所

評価監視官室

担当：出井

電話：027-221-1648

FAX：027-221-1649

# 国立公園の利用・管理に関する行政評価・監視 —尾瀬国立公園を中心として—

## 調査の背景と調査項目等

### 調査の背景

#### 国立公園とは

日本を代表する自然の風景地  
(自然公園法で指定)

#### (国立公園の目的)

優れた自然  
の風景地を  
保護

国民が自然と  
ふれあえる場所

生物の多様  
性の確保



尾瀬国立公園

#### 環境省関東地方環境事務所管内に6か所

尾瀬国立公園、日光国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、  
富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園、小笠原国立公園

### <当事務所が課題として捉えている事項>

#### (環境劣化)

利用者の集中  
による遊歩道  
等の損傷

植物の踏み荒ら  
しなどを踏まえた  
植生の保護

無許可での  
工作物設置

空き缶・ゴミ等  
の不法廃棄

#### (行政相談関連)

案内表示の充実  
要望など、公園内  
の各種施設設備  
等の適切な管理

利用者に対する  
安全性・利便性  
等に関する情報  
提供の充実

### 主要調査項目

- 1 公園計画等の策定及び改定状況
- 2 開発行為等の許可状況
- 3 自然環境保全施策の実施状況
- 4 保護・利用施設の整備及び維持管理等の実施状況
- 5 利用者に対する情報提供及び指導の状況

### 主要調査対象

- 1 調査対象機関  
環境省関東地方環境事務所、自然環境事務所  
・自然保護官事務所
- 2 関連調査等対象機関  
県、市町村、関係団体等

### 調査実施期間

平成24年8月～11月



## 自然公園法(昭和32年法律第161号)抜粋

### (目的)

**第一条** この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 **国立公園**、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 **国立公園** 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(略)であつて、環境大臣が(略)指定するものをいう。

# 制度の概要等

## 国立公園(平成24年3月現在)

### ①全国で30箇所の指定、②面積の合計は約209万ヘクタール(日本の国土面積の約5.5%)

日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備

## 国立公園制度

- ・国立公園の保護と利用を適正に行うために、公園ごとに**公園計画**を策定
- ・計画に基づいて、国立公園内の施設の種類や配置、規制の強弱が決定
- ・計画は「規制計画」と「事業計画」に大別

### (規制計画)

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制し、自然景観を保護

### (事業計画)

公園の景観又は景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、並びに生態系の維持又は回復を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画(施設計画及び生態系維持回復計画)

#### —施設計画

適正に公園を利用するために必要な施設、荒廃した自然環境の復元や危険防止のために必要な施設を計画

#### —生態系維持回復計画

国、地方公共団体、民間団体などが協力して、食害をもたらすシカやオニヒトデ等の捕獲、外来種の駆除、自然植生やサンゴ群集の保護などの取り組みを予防的・順応的に実施し、生態系の維持又は回復を図るための計画

## 公園計画の構成

